

新しい監事の監査報告書

公認会計士 梶間 栄一

令和2年4月より改正私立学校法が施行されました。改正私学法では、役員の職務や責任の明確化、情報公開の充実等が図られます。

監事の職務については、私学法第37条第3項に定めがあります。まず、その第3号で新しく「理事の業務執行の状況を監査すること。」という文言が加わりました。続く第4号は、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。」となりました。下線部が改正部分です。従来と比べて監事の基本的な職務内容は変わらないのですが、文言の加筆がありました。

また、情報公開の面では、監事の監査報告書は、従来から学校法人の各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととされていましたが（第47条第2項）、加えて大臣所轄学校法人について、監査報告書の公表が定められました（第63条の2第2号）。

しかし、監事の監査報告書の様式例は公表されていません。その理由は、平成16年の私学法改正に見ることができます。当時の文部科学省通知では、「監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な

内容とされたいこと。」とあります（平成16年7月23日16文科高第305号第三1.(1)②ア）。さらに、当時の改正私学法Q&Aでは、「監事による監査報告書については、特段、様式等の例示はしていませんが、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とすることが望まれます。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意することが必要です。」（問18に対する答⑤）とありました。学校法人の規模や実情がそれぞれ異なり、画一的な監事の監査報告書を示すことが困難なため、様式例の明示がなかったのでしょうか。今回の改正私学法でも様式例の明示はありません。

ですが、何か参考様式例はないのでしょうか。少なくとも優良な学校法人の場合の監事の監査報告書の参考例はないのでしょうか。今回は『学校法人会計Q&A 2016年版』（公益財団法人東京都私学財団）p.341-342にある二つの様式文例を参考に、これを少しアップデートしてみます。あくまでも知事所轄学校法人向けの様式例なので、大臣所轄学校法人の場合は、学校法人の実情に応じて必要な重要事項を記載することがあるでしょう。

それでは、次ページに様式例を掲載します。元号は令和で統一しています。

例 1

<u>監 査 報 告 書</u>		令和〇〇年 5 月〇〇日
学校法人 〇〇〇		
理 事 会 御 中		
(評議員会 御中)		
	監 事 □□ □□ 印	
	監 事 □□ □□ 印	
<p>私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人〇〇〇の令和〇年度（令和〇年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 31 日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。</p>		
以 上		

例 2

<u>監 査 報 告 書</u>		令和〇〇年 5 月〇〇日
学校法人 〇〇〇		
理 事 会 御 中		
(評議員会 御中)		
	監 事 □□ □□ 印	
	監 事 □□ □□ 印	
<p>私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人〇〇〇の寄附行為第〇条の規程に従い、学校法人〇〇〇の令和〇年度（令和〇年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 31 日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。</p> <p>私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。</p> <p>監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。</p>		
以 上		

<参考>

監事の職務は、私立学校法第 37 条第 3 項にあります。以下は新旧対照表です（下線は改正部分）。

新	旧
<p>(役員の職務等)</p> <p>3 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校法人の業務を監査すること。</p> <p>二 学校法人の財産の状況を監査すること。</p> <p><u>三 理事の業務執行の状況を監査すること。</u></p> <p><u>四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</u></p> <p><u>五 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</u></p> <p>六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して<u>理事会及び評議員会</u>の招集を請求すること。</p> <p><u>七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</u></p>	<p>(役員の職務等)</p> <p>3 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校法人の業務を監査すること。</p> <p>二 学校法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</u></p> <p><u>四 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</u></p> <p><u>五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会</u>の招集を請求すること。</p> <p><u>六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</u></p>

【 訃 報 】

弊会創設メンバーの一人で、長年理事を務められた中村昭一先生（元東京電機大学経理部長）が 3 月 24 日にご逝去されました（享年 77 歳）。

先生の生前のご功績を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。